

公益社団法人秋田県看護協会 弔慰金及び見舞金給付規程

(最終改正 令和8年1月21日第5回理事会)

(目的)

第1条 公益社団法人秋田県看護協会（以下「本会」という。）の会員の福祉を図ることを目的とする。

(給付の対象)

第2条 会員の死亡に対して給付する。

2 会員が会務中及び往復途上に生じた傷害（以下「会務中傷害」という。）に対して給付する。

3 会員が罹災した場合は、次により災害見舞金を給付する。

(1) 火災による罹災

(2) 風水雪害、震災による罹災

(3) その他

(給付)

第3条 会員が死亡した場合は、弔慰金10,000円及び弔電を贈る。会務中傷害により死亡した場合は、本会が加入する傷害保険（以下「傷害保険」という。）により弔慰金を給付する。

2 会務中傷害により療養のため引続き一定期間にわたり日常業務に従事することができなくなった場合は、傷害保険により見舞金を給付する。

(補償内容)

(1) 通院 3,000円

(2) 入院 5,000円

(3) 死亡・後遺障害 1,000万円

3 火災、風水雪害、震災等により、主たる生活の本拠地（現在居住しているところ）が損害を受けた場合、次の見舞金を給付する。ただし、次の区分により難い場合は、理事会が考慮することができる。

(1) 火災 全焼 20,000円 半焼 10,000円

(2) 風水雪害、震災等による家屋、家財道具等の被害

全壊 20,000円 半壊 10,000円 床上浸水 10,000円

床下浸水 5,000円

4 大規模災害による災害等見舞金の給付については、理事会が考慮することができる。

(給付の制限)

第4条 故意の給付の事由を生じさせた時は、理事会の議を経て当該給付を行わない。

(申請)

第5条 弔慰金の申請は、施設長又は看護管理者若しくは地区支部長（以下「施設長等」という。）が申請書（様式1）に遺族調書を添えて申請する。又、会務中傷害により死亡した場合の弔慰金の申請手続きは、傷害保険の約款による。

2 傷害見舞金の申請手続きは、傷害保険の約款による。

3 災害見舞金の申請は、本人及び施設長等が申請書（様式2）に被害状況を記入のうえ申請する。

4 申請書は、事態発生の日より6か月以内に提出するものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の承認を得て、変更することができる。

附 則

1 会務中といえども私的行為中に生じた傷害は会務外とみなす。

1 この規程は、昭和58年4月23日より実施する。

1 この規程は、昭和62年4月17日から施行する。

1 この規程は、平成6年11月2日から施行する。

1 この規程は、平成18年1月25日から施行する。

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成24年11月30日から施行する。

1 この規程は、平成30年3月14日から施行する。

1 この規程は、平成31年3月13日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年11月13日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

秋田県看護協会会長 様

施設長等 住 所 _____
職氏名 _____

弔慰金の申請について

次の会員が死亡したので、申請します。

氏 名	
勤務施設	
死亡年月日	
死 因	

遺族調書

喪主氏名	(故人との続柄)
住 所	
電話番号	
葬儀会場	
葬儀日程	

様式 2

年 月 日

秋田県看護協会会長 様

災害を受けた者 住 所 _____

勤務施設 _____

(ふりがな) _____

氏 名 _____

施設長等 住 所 _____

職氏名 _____

災害見舞金の申請について

このたび災害により被害を受けたので申請します。

被 害 状 況

被害を受けた場所		
被害を受けた日時		自 年 月 日 自 年 月 日
被害 の 程 度	火 災	全焼 半焼 消防冠水 家財道具 その他 ()
	風 水 雪 害	全壊 半壊 流失 床上浸水 家財道具等の被害 (床下浸水)
	震 災	全壊 半壊 傾斜 家財道具等の被害 その他 ()

⑨ 該当するものを○でかこんでください。